番号	質問	回答
1	現状の建築基準法における建物用途 (こど	建物用途:児童福祉施設等
	も園運用時の建物用途) についてご教示く	
	ださい。	
2	増築部分(現況)の図面があればご提供く	別紙「長谷子ども会館現況1階平面図」をご参照くださ
	ださい。	V۱ ₀
3	建物全体の仕上表や構造等がわかるもの	<仕上表>
	があればご提供ください。	別紙「長谷子ども会館増築時仕上表」をご参照ください。
		現況は改修後の欄を参考にしてください。但し、本図面
		は増築計画時のものであるため、改修後の内容が現況と
		異なる場合があります。
		<構造>
		洋館部分:木造二階建、洋風トラス小屋組
		增築部分:鉄骨造平屋
		(実施要領の3ページをご参照ください。)
4	耐震診断の資料について、ご教示くださ	別紙「鎌倉市長谷子ども会館耐震診断説明書」をご参照
	٧٠°	ください。
5	耐震工事に関しての予定、具体的な実施案	本市において耐震工事の実施予定はなく、具体的な実施
	等ご教示ください。また、耐震工事につい	案はございません。
	ては、鎌倉市において実施される予定でし	
	ようか。	
6	登録有形文化財について、どこまで補修	この施設は国の登録有形文化財の他、本市の景観重要建
	やリノベーションが可能なのか、指標等	築物等にも指定されており、以下の手続きが必要です。
	があればご教示ください。	<登録有形文化財における手続き>
		届出先:文化庁(届出は本市で受理し、県を経由して文
		化庁に提出されます。)
		登録有形文化財建造物では、移築する場合や、外観(形
		状・材質・色合いなど)を変更する範囲が通常望見でき
		る範囲の4分の1を超える場合などが「現状変更」に該
		当し、この場合、現状変更しようとする日の 30 日前まで
		に届出が必要です。なお、建造物の維持を目的とした行
		為で、形状を変更する部分の面積が外観の通常望見でき
		る範囲の4分の1 以下の場合や、内装のみを模様替えす
		る場合などは、届出は必要ありません。
		(別紙「登録有形文化財建造物制度の御案内」をご参照
		ください。)

		<景観重要建築物における手続き>※参考
		届出先:本市
		 指定を受けた建築物等の現状を変更する行為を行う場合
		は、市長に届出が必要となります。市長は、必要がある
		と認めるときは助言を行います。
		 (別紙「鎌倉市都市景観条例抜粋」及び「鎌倉市都市景
		観条例施行規則抜粋」をご参照ください。)
7	北側の斜面に対する施策等はどのように	ロックフェンスが設置されているため、特段施策等は行
	考えればよろしいでしょうか。	わず、現状のままとします。
8	隣接する公園へのアプローチは利用可能	従前の土地利用(子ども会館)と異なるため、隣接する
	と考えてよいでしょうか。公園と施設の利	公園へのアプローチは原則不可能と考えています。また、
	用関係について何か制約等があればご教	鎌倉市都市公園条例第4条に掲げる行為を行う場合は同
	示ください。	規定に基づく市長の許可が必要となります。(同時に公園
		内の一部を占用する場合は都市公園法第6条第1項に定
		める占用許可も必要です。)
9	用途地域に定められている用途以外での	建築基準法第48条第1項の規定には、良好な住居の環境
	利用は、例えば建築審査会などの検討の	を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ない
	もと可能性はありますでしょうか。	と認め許可した場合はこの限りでないとありますが、そ
		の可能性については計画内容によるため、現段階での回
		答はいたしかねます。
10	これまでの利用に際して、建物を維持管理	・消耗品費、光熱水費等:約 479,000円
	する費用は概ね年間どれくらいかかって	・電信料:約81,000円
	いましたか。	・委託料(草刈、機械警備): 約 86,000 円
		合計:約646,000円
11	市から事業者が借り受ける場合の賃料の	貸付の形態によって異なるため、現段階で具体的な賃料
	想定等あればご教示ください。	の想定はありません。
		なお、一般的な普通財産の貸付け料は、算定基準をもと
		に賃料を算出します。別紙「普通財産貸付料の算定基準」
		をご参照ください。
12	こども園を運営していた際の	・空調光熱費等: 479,000円(平成29年度実績)
	• 空調光熱費等	・運営時間:10 時から17 時まで
	・運営時間	・子どもの定員:なし
	・子供の定員	・運営側の人数:常時3名配置
	・運営側の人数 をご教示ください。	

13	これまでの利活用の中で、近隣からのご意	耐震強度問題の解決と、就学前の幼児の遊び場、小学生
	見等があれば、ご教示ください。	の放課後の居場所、そして地域交流の場として、子ども
		会館としての再開を望む請願書が提出されました。
		(平成 30 年6月鎌倉市議会で採択された請願書の内容
		の概要です)
14	今回のサウンディング調査以降のスケジ	平成31年度以降の利活用を検討していますが、具体的な
	ュール (次回の提案および事業者採択のプ	スケジュールは未定です。
	ロセス等) ご教示ください。	
15	請願書を提出された地域住民に対する、市	平成 30 年度9月市議会における請願への対応状況の報
	役所側の回答があれば、ご教示ください。	告では、「公共施設再編計画で、単独の子ども会館は整理
		していく方向ですが、時期については個々の状況に配慮
		し、検討していきます。
		今後の保全活用に向けては、多世代交流の居場所づくり
		を含め全庁的に検討していきます。」としています。